

平成28年熊本地震への対応

平成28年10月6日(木)



熊本城の近隣神社施設の損壊

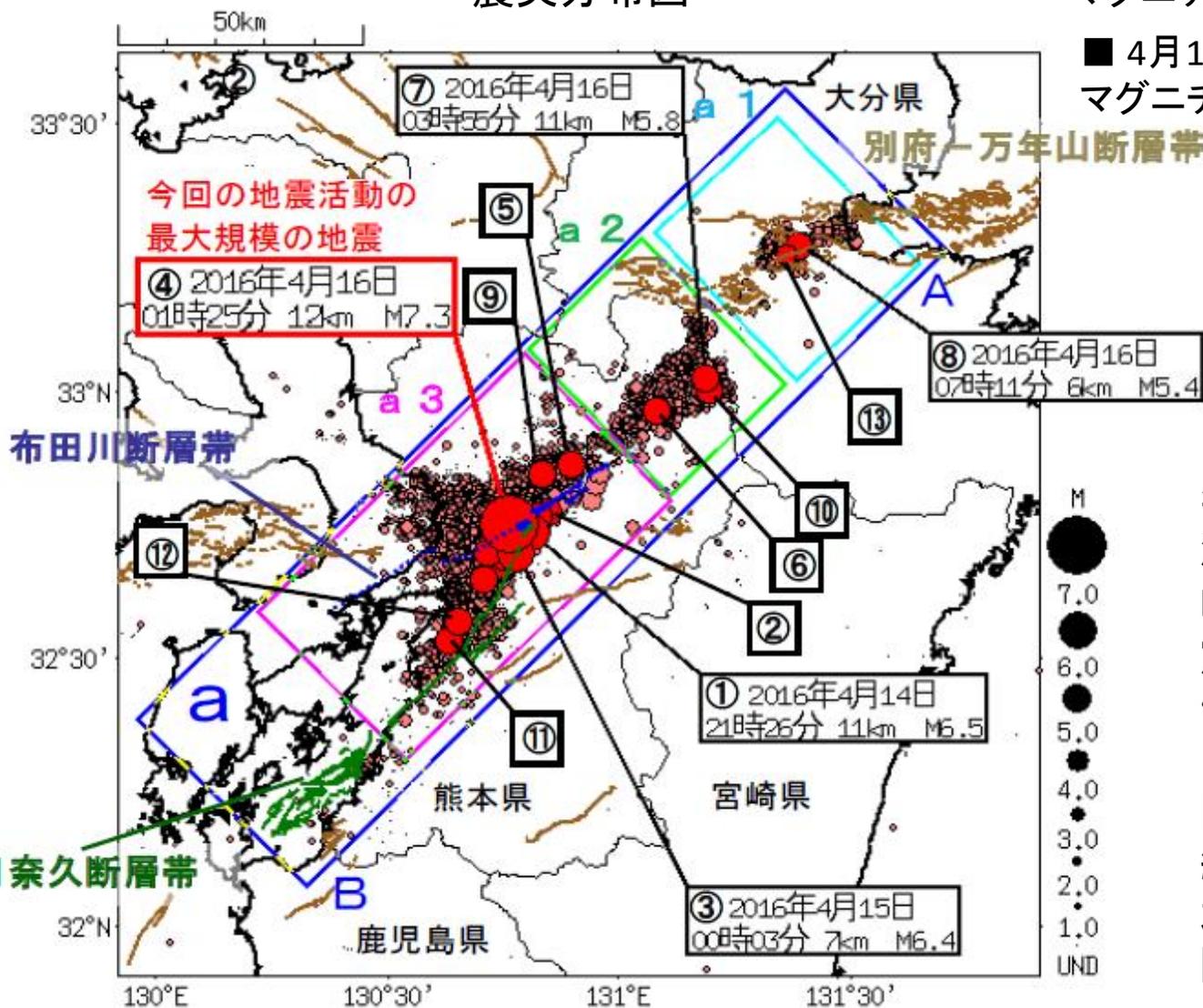


宿泊ホテルでの避難状況

環境省近畿地方環境事務所
廃棄物・リサイクル対策課

平成28年(2016年)熊本地震について

震央分布図



■ 4月14日21時26分に発生した地震
マグニチュード6.5(暫定値)最大震度7

■ 4月16日 1時25分に発生した地震
マグニチュード7.3(暫定値)最大震度7

人的被害 死亡:49人
(4月14日からの累計)

(2016年4月14日～2016年5月12日09時30分、深さ0～20km、Mすべて) M \geq 5.0以上または最大震度5強以上の地震を濃く表示。

図中の青・緑・茶色の各線は地震調査研究推進本部の長期評価による活断層を示す。

被害の状況

○家屋の被害状況

平成28年8月30日現在

県名	全壊	半壊	一部損壊
熊本県	8,146棟	29,009棟	129,412棟
大分県	6棟	164棟	5,883棟
宮崎県	-	2棟	20棟
福岡県	-	1棟	230棟

○熊本県内、一般廃棄物処理施設の被害状況

区分	熊本県内の施設数	被害が確認された施設数	稼働停止施設数 (H28.8.30時点)
ごみ焼却施設	25施設	5施設	-
ごみ固形燃料 (RDF)化施設	2施設	1施設	-
し尿処理場	21施設	5施設	1施設
最終処分場	25施設	-	-

○ごみ焼却施設の被害状況

平成28年8月30日現在

団体名	施設名	被災状況等	復旧時期	現在の稼働状況
熊本市	東部環境工場	<ul style="list-style-type: none">・ボイラー破損のため焼却炉(1号炉)停止。・2号炉が復旧したためごみの受入れを開始。(5月1日)・1号炉については5月16日夜から立ち上げ作業を開始し、17日より廃棄物の処理を開始。	5月17日	○
宇城広域連合	宇城クリーンセンター	<ul style="list-style-type: none">・配管破損のため2基のうち1基停止したが、4月25日に復旧。	4月25日	○
御船町甲佐町衛生施設組合	御船甲佐クリーンセンター (1号炉・2号炉)	<ul style="list-style-type: none">・建屋損傷及び焼却施設の一部損傷のため稼働停止していたが復旧。	7月25日	○
益城、嘉島、西原環境衛生施設組合	益城クリーンセンター (1号炉・2号炉)	<ul style="list-style-type: none">・建屋及び焼却施設の損傷のため稼働停止。・5月23日より試運転を行い、5月30日に全能力復旧	5月30日	○
菊池環境保全組合	東部清掃工場 (1号炉及び2号炉)	<ul style="list-style-type: none">・電気系統、炉の損傷のため稼働停止	4月21日	○

○ごみ固形燃料(RDF)化施設の被害状況

平成28年8月30日現在

団体名	施設名	被災状況等	復旧時期	現在の稼働状況
阿蘇広域行政事務組合	大阿蘇環境センター未来館 (1号機・2号機)	・施設の損傷のため稼働停止していたが、設備は復旧。	8月2日	○
菊池市	エコヴィレッジ旭	施設の損傷のため稼働停止したが、4月19日に再稼働。	4月19日	○

○し尿処理施設施設の被害状況

平成28年8月30日現在

団体名	施設名	被災状況等	復旧時期	現在の稼働状況
熊本市	秋津浄化センター	地中埋管が破損したため、稼働停止中。 (地中埋管からの漏水防止済み。)	不明	×
	中部浄化センター	・配管が損傷するも稼働(4月19日)	—	○
宇城広域連合	浄化センター	・地中埋管が破損したため、3/4の処理槽が停止したが、4月25日に復旧	4月25日	○
御船地区衛生施設組合	環境クリーンセンター	・停電するも自家発電により稼働。放流管が破損したものの4月19日には修復済み ・4月20日より、再開に向けて試運転を開始。	4月22日	○
阿蘇広域行政事務組合	大阿蘇環境センター 蘇水館	・配管が破損したため稼働停止していたが、4月27日に試運転を開始。4月28日に復旧。	4月28日	○

環境省 熊本地震関係対応体制図

★現地・廃棄物関係★

【現地 廃棄物対策チーム総括】

【4月15日～7月29日】
熊本県廃棄物
支援チーム
(環境省8～10名)
(熊本県庁)

【4月15日～7月29日】
D.Waste-Net
(2～6名)
(熊本県庁他)

【4月18日～24日】
大分県廃棄物
支援チーム
(環境省3名)
(D.Waste-Net 1名)
(大分県庁)

【4月18日～28日】
福岡県廃棄物
支援チーム
(環境省3名)
(福岡事務所)

【4月15日～8月31日】
現地対策本部
リエゾン
(環境省1～2名)
(熊本県庁他)

【4月20日～5月20日】
市町村リエゾン
(環境省2～4名)
(阿蘇市、甲佐町→益
城町(5月4日～))

【4月19日～5月25日】
ペット等対応
(環境省1～2名)
(九州事務所他)

★本省★

廃棄物・リサイクル
対策部
廃棄物対策課
災害廃棄物対策室

水・大気環境局

自然環境局

情報共有

情報共有

情報共有

環境省 熊本地震関係対応体制図

★現地・廃棄物関係★

【現地 廃棄物対策チーム総括】

【4月15日～6月25日】
熊本県廃棄物
支援チーム
(環境省8～10名)
(熊本県庁)

【4月15日～】
D.Waste-Net
(2～6名)
(熊本県庁他)

【4月27日～】
熊本市廃棄物
支援チーム
(環境省2名)
(熊本市役所)

【5月6日～7月28日】
益城町廃棄物
支援チーム
(環境省1名)
(益城町役場)

【4月15日～8月31日】
現地対策本部リエゾン
(環境省1～2名)
(熊本県庁他)

情報
共有

★本省★

廃棄物・リサイクル
対策部
廃棄物対策課
災害廃棄物対策室

災害時の廃棄物対策 2つの柱

初期対応

①し尿

- し尿処理業界等からの収集の応援
- し尿処理施設の復旧、広域連携



②-1 生活ごみ・避難所ごみ

- 集積所等で悪臭やハエの発生、景観の悪化
- 他市町村等からの収集の応援
- 廃棄物処理施設の復旧、広域連携



②-2 片付けごみ(災害廃棄物)

- 集積所等からあふれ、車や人の往来の支障に
- 固形一般廃棄物業界、他市町村等からの応援による収集体制の確立(仮置場等への搬入)



中長期対応

③災害廃棄物

- 生活再建・復興の支障
- 仮置場の設置と集積
- 発生量の推計
- 災害廃棄物処理体制の確立
- 広域処理体制の構築



① 生活ごみ、片付けごみの支援を実施した県外自治体 (8/1現在)

被災自治体等	支援自治体等		収集運搬車両※1) (台/日)	処理施設での受入	
熊本市	千葉県	千葉市(5/15～6/4)	ごみ収集車 3台	—	
	神奈川県	川崎市(5/19-6/19)	ごみ収集車 5台	—	
	静岡県	静岡市(5/10～5/30)	ごみ収集車 4台	—	
	愛知県	名古屋市(5/7～6/2)	ごみ収集車 3台 ダンプトラック 1台	—	
	三重県		津市(5/4～5/10,5/20～5/29)	ごみ収集車 1台	—
			四日市市(4/27～5/6)	ごみ収集車 1台	—
			伊賀南部環境衛生組合(4/27～5/6)	ごみ収集車 1台	—
			伊勢市(4/28～5/11)	ごみ収集車 1台	—
			桑名市(5/4～5/11)	ごみ収集車 1台	—
			伊賀市(5/11～5/18)	ごみ収集車 1台	—
			松阪市(5/18～6/1)	ごみ収集車 1台	—
			いなべ市(5/22～5/28)	ごみ収集車 1台	—
			岐阜県	岐阜市(4/29～5/28)	ごみ収集車 1台 ダンプトラック 2台
京都府	京都市(4/21～5/20)	ごみ収集車 3台 ダンプトラック 1台	—		

※1) 被災自治体内における収集運搬作業に従事した派遣台数を記載。

① 生活ごみ、片付けごみの支援を実施した県外自治体

(8/1現在)

被災自治体等	支援自治体等		収集運搬車両 ^{※1)} (台/日)	処理施設での受入
熊本市	大阪府	大阪市(4/28~5/19)	ごみ収集車 4台	—
		堺市(5/16~7/3)	ごみ収集車 4台	—
		東大阪市(5/11~5/29)	ごみ収集車2台 ダンプトラック2台	—
	岡山県	岡山市(5/2~5/23)	ごみ収集車 4台	—
		倉敷市(5/13~6/10)	ごみ収集車 4台	—
	広島県	広島市(4/21~5/13)	ごみ収集車 7台	—
		呉市(5/16-6/10)	ごみ収集車 1台	—
	香川県	高松市(5/15~6/4)	ごみ収集車 1台 ダンプトラック 1台	—
	愛媛県	松山市(4/23~5/8)	ごみ収集車 3台	—
	福岡県	福岡市(4/21~6/11)	ごみ収集車 4台	福岡市の焼却施設で処理
		北九州市(4/22~5/31)	ごみ収集車 6台	北九州市の焼却施設で処理
		大牟田市(5/16-6/8)	ごみ収集車 3台	—
		久留米市(5/18~5/27)	ごみ収集車 1.8台 ^{※2)}	久留米市の焼却施設で処理
		八女市(5/18~6/27)	ごみ収集車 2.6台 ^{※2)}	八女西部広域事務組合の焼却施設 で処理
		筑後市(5/23~6/27)	ごみ収集車 1.4台 ^{※2)}	

※1) 被災自治体内における収集運搬作業に従事した派遣台数を記載。

※2) 延べ台数を支援期間で割った台数。(1台以下は1台とした。)

① 生活ごみ、片付けごみの支援を実施した県外自治体

(8/1現在)

被災自治体等	支援自治体等	収集運搬車両 ^{※1)} (台/日)	処理施設での受入	
熊本市	福岡県	田川市(5/18~6/21)	ごみ収集車 1台 ^{※2)}	田川地区清掃施設組合の焼却施設で処理
		古賀市(5/21~6/15)	ごみ収集車 1台 ^{※2)}	玄界環境組合の焼却施設で処理
		福津市(5/24~6/24)	ごみ収集車 1台 ^{※2)}	
		新宮町(5/19~6/25)	ごみ収集車 1台 ^{※2)}	
		宗像市(5/25~6/27)	ごみ収集車 1台 ^{※2)}	
		豊前市(5/21~6/20)	ごみ収集車 1台 ^{※2)}	
		筑紫野市(6/1~6/27)	ごみ収集車 1台 ^{※2)}	筑紫野・小郡・基山清掃施設組合の焼却施設で処理
		小郡市(5/24~6/27)	ごみ収集車 1台 ^{※2)}	
		柳川市(5/26~6/16)	ごみ収集車 1台 ^{※2)}	
		みやま市(6/4~6/25)	ごみ収集車 1.8台 ^{※2)}	みやま市の焼却施設で処理
	飯塚市(6/4~6/27)	ごみ収集車 1台 ^{※2)}	飯塚市の焼却施設で処理	
	佐賀県	佐賀市(4/29~6/28)	—	佐賀市の焼却施設で処理
	大分県	大分市(4/29~6/1)	ごみ収集車 2台	—
	長崎県	長崎市(4/25~6/27)	ダンプトラック 3台	長崎市の焼却施設で処理
佐世保市(4/27~6/27)		ごみ収集車 1台 ダンプトラック 1台	佐世保市の焼却施設で処理	

※1) 被災自治体内における収集運搬作業に従事した派遣台数を記載。

※2) 延べ台数を支援期間で割った台数。(1台以下は1台とした。)

① 生活ごみ、片付けごみの支援を実施した県外自治体

(8/1現在)

被災自治体等	支援自治体等	収集運搬車両※1) (台/日)	処理施設での受入		
熊本市	長崎県	島原市 (4/25~6/27)	ごみ収集車 1台	県央県南広域環境組合の焼却施設で処理	
		諫早市 (4/26~6/27)	ごみ収集車 1台		
		大村市 (4/26~6/27)	ごみ収集車 1台		大村市の焼却施設で処理
		南島原市 (4/27~28,5/2~5/31)	ごみ収集車 1台		南島原市の焼却施設で処理
		東彼地区保健福祉組合 (4/27~5/19,6/20~27)	ごみ収集車 2台		東彼地区保健福祉組合の焼却施設で処理
	宮崎県	宮崎市 (5/16~5/18,5/23~28)	ごみ収集車 1台	—	
		日向市 (4/22~5/20)	ごみ収集車 1台	—	
		日南市 (4/28~5/10)	ごみ収集車 1台	—	
		延岡市 (5/2~5/13)	ごみ収集車 1台	—	
		都城市 (5/16~5/19,5/23~5/26)	ごみ収集車 2台	—	
		串間市 (6/1~11)	ごみ収集車 1台	—	
		小林市 (5/16~5/18,5/23~28)	ごみ収集車 1台	—	
	熊本市 計	55団体 ※3)		18団体 ※4)	

※1) 被災自治体内における収集運搬作業に従事した派遣台数を記載。
 ※3) 「ごみ収集車」を派遣している団体数
 ※4) ごみの受入をしている団体数

① 生活ごみ、片付けごみの支援を実施した県外自治体

(8/1現在)

被災自治体等	支援自治体等		収集運搬車両 ^{※1)} (台/日)	処理施設での受入
益城町	神奈川県	横浜市(5/11~6/8)	ごみ収集車 9台	—
		相模原市(6/12~6/30)	ごみ収集車 2台	—
	静岡県	浜松市(6/8~7/7)	ごみ収集車 2台	—
	新潟県	新潟市(6/12~7/4)	ごみ収集車 2台	—
	愛知県	岡崎市・豊田市・豊橋市 (6/15~7/8)	ダンプトラック2台	—
	大阪府	八尾市(6/23~7/9)	ごみ収集車 2台	—
	兵庫県	神戸市(4/21~5/11)	ごみ収集車 9台	—
	佐賀県	唐津市(6/20~7/11)	ごみ収集車 1台	—
菊池環境保全組合	福岡県	久留米市(4/27~7/6)	—	久留米市の焼却施設で処理
		筑紫野・小郡・基山清掃 施設組合(6/3~7/6)	—	筑紫野・小郡・基山清掃施設組合の 焼却施設で処理
	鹿児島県	鹿児島市(4/27~5/14)	ごみ収集車 4.3台 ^{※2)}	
阿蘇広域行政事務 組合 ^{※2)}	大分	大分市 (4/21~7/30)	—	大分市の焼却施設で処理
由布市	大分	大分市 (4/28~6/29)	—	大分市の焼却施設で処理
八代市	福岡県	大牟田・荒尾清掃施設組合 (4/18~5/13)	—	大牟田・荒尾清掃施設組合のRDF化施設で処理
計	11団体 ^{※3)}			4団体 ^{※4)}

※1) 収集運搬車両は、被災自治体内における収集運搬作業に従事した派遣台数を記載。

※2) 延べ台数を支援期間で割った台数。(1台以下は1台とした。) ※3) 「ごみ収集車」を派遣している団体数

※4) ごみの受入をしている団体数

② 生活ごみ、片付けごみの支援を実施した県外民間団体 (8/1現在)

被災自治体等	支援民間団体等	収集運搬車両※1) (台/日)	処理施設での受入
熊本市	全国清掃事業連合会 (4/30~5/9,14,15,21,22)	ごみ収集車 32台	—
	福岡市民間事業者 (5/1~5/4,8,15)	ごみ収集車 30台	—
益城町	全国清掃事業連合会 (5/22,5/30~6/3)	ごみ収集車 8台	—
計		3団体	

※1) 被災自治体内における収集運搬作業に従事した派遣台数を記載。

し尿に関する対応状況について

【1. 仮設トイレ設置状況】

- 国によるプッシュ型支援として、5月14日までに仮設トイレ306棟を設置。
(益城町259棟、南阿蘇村40棟、阿蘇市7棟)。
- コンビニエンスストア、スーパー等でも、ボランティアに仮設トイレを設置。
- このほか、県及び市町村が仮設トイレ613棟(5月20日現在)を設置。
- 今後は、避難所の再編等の動向に合わせ、引き続き調整を行う。

【2. し尿汲み取り状況】

- 仮設トイレの汲み取りについては、熊本県と現地清掃団体※が連絡を密にし、し尿の収集体制の確保に取り組んでいる。

※熊本県環境整備事業協同組合、熊本県環境保全協会及び熊本環境技術協議会の3団体が「熊本県環境事業団体連合会」として任意組織を結成して対応中。

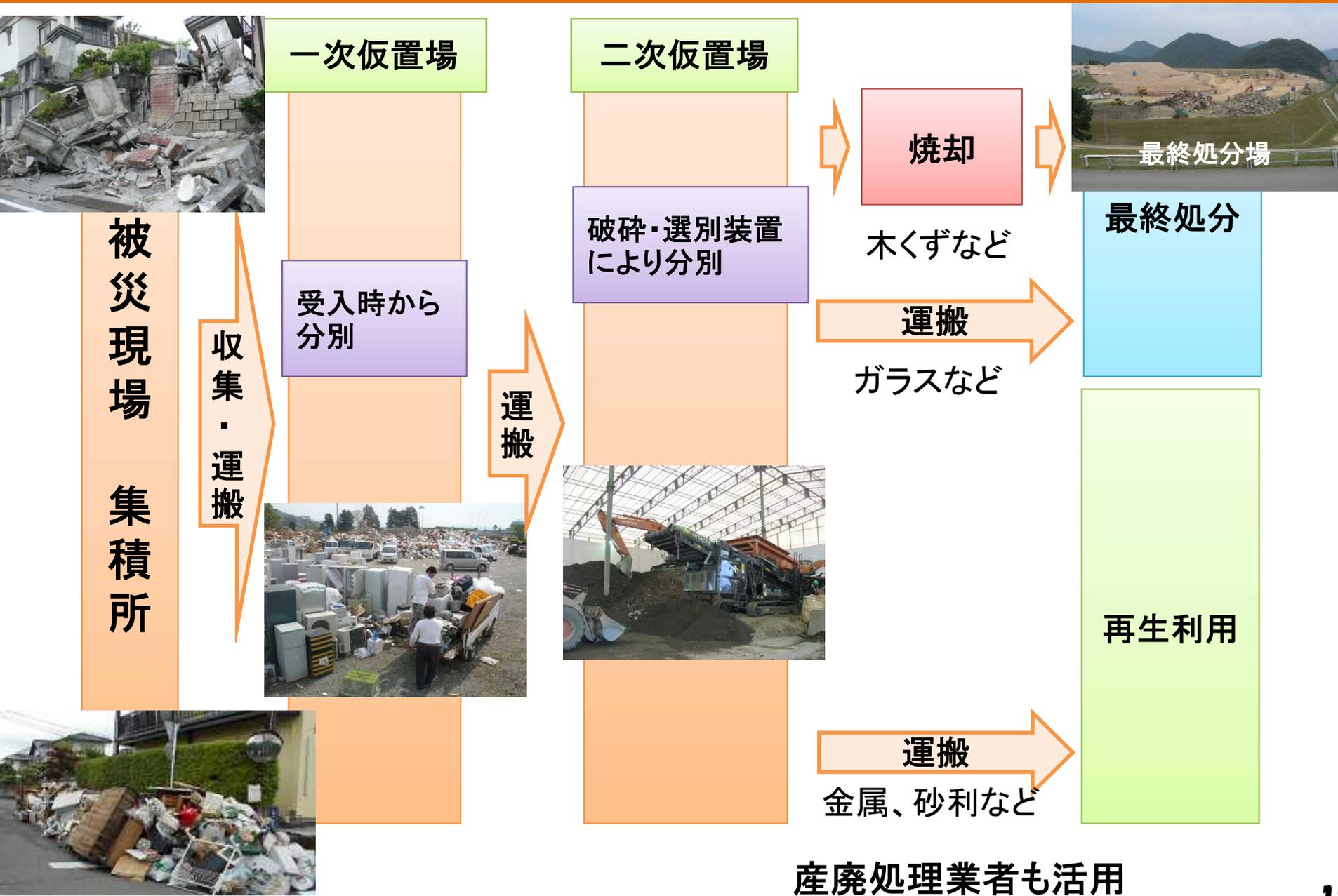
③-1 災害廃棄物の発生量(推計量)

災害名	発生年月	災害廃棄物量	損壊家屋数	処理期間
東日本大震災	H23年3月	3100万トン (津波堆積物1100万 トンを含む)	全壊：118,822 半壊：184,615	約3年 (福島県を除く)
阪神・淡路大震災	H7年1月	1500万トン	全壊：104,906 半壊：144,274 一部損壊：390,506 焼失：7,534	約3年
熊本地震 (熊本県)	H28年4月	195万トン ^(※1) (推計値)	全壊：8,146 ^(※2) 半壊：29,009 ^(※2) 一部損壊：129,412 ^(※2)	2年 ^(※1)
新潟県中越地震	H16年10月	60万トン	全壊：3,175 半壊：13,810 一部損壊：103,854	約3年
広島県土砂災害	H26年8月	58万トン	全壊：179 半壊：217 一部損壊：189 浸水被害：4,164	約1.5年
伊豆大島豪雨災害	H25年10月	23万トン	全壊：50 半壊：26 一部損壊：77	約1年
関東・東北豪雨 (常総市)	H27年9月	5万2千トン (推計値)	全壊：53 半壊：5,054 浸水被害：3,220	約1年

(※1) 熊本県災害廃棄物処理実行計画(第1版)(平成28年6月 熊本県)より

(※2) 平成28年8月30日現在(被災棟数については、現在も調査中であるため、変動する見込み)

③-2 災害廃棄物(がれき)の処理フロー



③-4 二次仮置場について

二次仮置場とは

処理施設を設置して災害廃棄物の中間処理（破碎、選別、焼却等）を行うほか、被災現場や一次仮置場から運搬された廃棄物や、選別後の廃棄物を一時的に保管する機能を併せ持つ場所のこと。

①の熊本県設置の二次仮置場について

熊本県が7市町村（宇土市、嘉島町、甲佐町、益城町、御船町、南阿蘇村、西原村）から事務委託を受けて益城町区域内に設置するもの。



	設置主体	名称	所在地	面積 (ha)	排出区分
①	熊本県	二次仮置場	益城町小谷	9.8	コンクリートがら、瓦、木くず、混合物
②	熊本市	戸島仮置場	東区戸島町	8.2	片付けガレキ 解体ガレキ
③		城南町仮置場	南区城南町下宮地	0.5	
④		扇田環境センター内	北区釜尾町	9.1	解体ガレキ
⑤		民間最終処分場内	北区楠野町	2.0	
⑥		熊本港の埋立地	熊本市西区新港	約4.0	

④-1 熊本県災害廃棄物処理実行計画の概要①

第1章 被災の状況：(住家被害)

(平成28年6月1日時点)

単位：(棟)

全壊	半壊	一部損壊	合計
6,905	19,877	91,946	118,728

第2章 基本方針

- 処理主体：市町村(ただし、被災市町村による処理が困難な場合は、事務の委託により県が処理する。)
- 処理期間：発災後、2年以内の処理終了を目標とする(ただし、損壊家屋の解体の進捗等を踏まえ適宜見直し)。
- 処理方法：可能な限り再生利用と減量化を図り、埋立て処分量を削減する。また、原則的に市町村等の施設で処理するが、困難な場合は、県内の産業廃棄物処理施設(民間)を活用し、場合によっては、県外の処理施設を活用する。

第3章 災害廃棄物の処理実行計画

第1節 災害廃棄物の発生量

 : 県が事務委託を受ける7市町村

地域	市町村	推計量(千トン)
熊本	熊本市	812
	宇土市	41
宇城	宇城市	86
	美里町	2
	荒尾市	1未満
玉名	玉名市	2
	玉東町	2
	和水町	1未満
	南関町	1未満
	長洲町	1未満
鹿本・菊池	山鹿市	1未満
	菊池市	48
	合志市	19
	大津町	76
	菊陽町	20

地域	市町村	推計量(千トン)
阿蘇	阿蘇市	37
	南小国町	1未満
	小国町	1未満
	産山村	2
	高森町	1未満
	南阿蘇村	52
	西原村	109
上益城	御船町	96
	嘉島町	78
	益城町	422
	甲佐町	35
	山都町	5
八代	八代市	5
	氷川町	8
球磨	あさぎり町	1未満
天草	天草市	1未満
	上天草市	1未満
合計		1,950

災害廃棄物の発生量は、合計195万トン
(平成28年6月1日現在)

④-2 熊本県災害廃棄物処理実行計画の概要②

第2節 災害廃棄物処理の基本的事項

○役割分担

市町村の役割	県の役割	国の役割
<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の収集 ・市町村災害廃棄物処理実行計画の策定 ・災害廃棄物処理体制の整備 ・仮置場の確保 ・損壊家屋の解体・撤去 ・災害廃棄物の処理及び業務管理 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の被害状況の集約 ・県災害廃棄物処理実行計画の策定 ・市町村の災害廃棄物処理体制の整備への技術的支援 ・事務委託分に関する災害廃棄物処理の実施及び業務管理 ・県全体の災害廃棄物の処理の進捗管理 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村又は地方自治法に基づき事務委託を受けた県への技術的支援、財政的支援 ・広域かつ効率的な処理に向け、県外の自治体や民間事業者の処理施設に係る情報提供 など

○処理方法等

可能な限り災害廃棄物の再生利用及び減量化に努め、再生利用率70%以上を目指します。

第3節 県内処理と広域処理

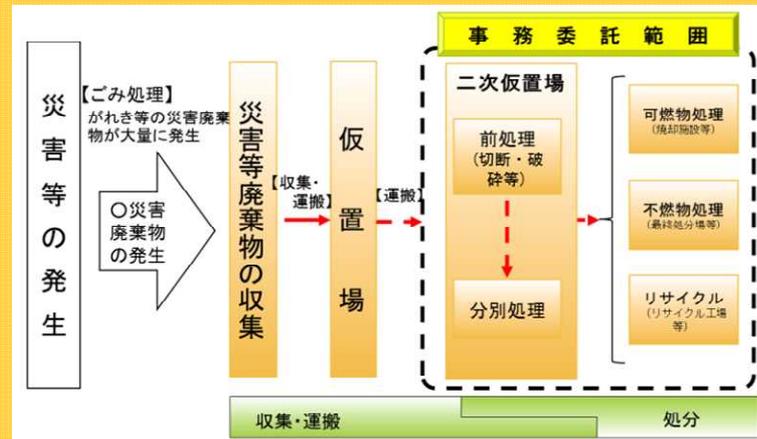
○2年以内の処理終了を目指し、廃棄物の種類によって県内での処理能力が不足する場合は県外処理も行う。

県内処理	県内処理・県外処理
<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリートがら：破碎し、建設土木資材として再生利用する ・金属くず：鉄鋼材料等として再生利用する ・その他：家電リサイクル法対象品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）は、家電リサイクル法に沿って再生利用する 	<ul style="list-style-type: none"> ・木くず：県内で破碎するが、木質チップの使用先・焼却先は県内で処理能力不足が見込まれるため、県外処理（焼却等）も行う ・瓦類：県内で処理するとともに、リサイクルの観点から、県外にてセメント材料としても利用する ・混合廃棄物：二次仮置場等で選別処理し、選別後の廃プラスチック等は、県内で処理能力不足が見込まれるため、県外処理（焼却等）も行う

④-3 熊本県災害廃棄物処理実行計画の概要③

第4節 事務の委託

- 趣旨:市町村処理が困難な事務については、地方自治法に基づく事務委託を受けて県が処理する。
- 受託対象市町村（平成28年7月13日現在）
宇土市、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、西原村
- 事務委託の範囲
二次仮置場以降の処理・処分
木くず、コンクリートがら、廃瓦、可燃・不燃混合廃棄物を処理
混合廃棄物の処理等のため選別施設及び破碎施設を導入



第5節 処理スケジュール

	平成28年												平成29年	平成30年						
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1・・・・12	1	2	3	4	5					
熊本県災害廃棄物処理実行計画			策定	進捗管理を実施																
災害廃棄物の撤去		被災現場からの撤去																		
家屋等解体(公費解体)				損壊家屋等解体																
一次仮置場		既存の処理施設、リサイクル施設及び二次仮置場等へ順次搬出																		
二次仮置場				設計・施設整備・中間処理実施(再生品及び残さの搬出)																

災害廃棄物処理終了

第6節 進捗管理及び見直し

- 県では、全被災市町村について、定期的に搬入量、仮置量、搬出量等を把握していく。また、処理方法等についても、さらに迅速かつ円滑に行えるよう適時に見直す。
- このような進捗管理を行う中で、本計画について、適宜必要な改定を行う。

初期対応

①仮復旧 : し尿、生活ごみの収集体制の復旧
避難所ごみ、片付けごみの収集体制の確立

- 目標時期 ~1ヵ月以内
- 県内外から運搬車両・人員の派遣
- 被災した廃棄物処理施設の復旧
- 他自治体の施設も活用した焼却等
- 一次仮置場の増強と適正管理

中長期対応

②本格復旧 : 災害廃棄物の処理

- 発生量の推計
- 発生量を踏まえ概ねの目標時期等を設定（基本方針）
- 災害廃棄物処理体制の確立
- 処理実行計画の策定
- 広域処理も含めた処理の実施
- 二次仮置場の設置